

# 郡山市スポーツ少年団本部規約

## (名称及び事務所)

第1条 この団体は、郡山市スポーツ少年団本部（以下「本部」という）と称し事務局を文化スポーツ部スポーツ振興課内におく。

## (組織)

第2条 本部は郡山市に所在する日本スポーツ少年団に登録した単位団をもって組織し、福島県スポーツ少年団県中支部組織の構成員となり、郡山市体育協会に加盟する。

## (目的)

第3条 本部は単位団を育成指導し、アマチュアスポーツの普及振興と青少年健全育成に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 本部は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 スポーツ少年団指導者の育成
- 2 スポーツ少年団活動の援助
- 3 スポーツ少年団の全市的事業の実施
- 4 スポーツテストの実施
- 5 スポーツ少年団の全県的並びに県中支部大会等への団員、及び指導者の派遣
- 6 指導者・母集団役員功労者及び優良団の顕彰
- 7 その他第3条の目的達成に必要な事業

## (会計)

第5条 本部の経費は次に掲げるものを以て充当する。

- 1 登録料 登録団員一人300円とする。
- 2 補助金
- 3 寄付金
- 4 その他の収入

(会計年度)

第6条 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わる。

(役員)

第7条 本部に次の役員をおく。

- |        |     |
|--------|-----|
| 1 本部長  | 1名  |
| 2 副本部長 | 若干名 |
| 3 理事長  | 1名  |
| 4 副理事長 | 若干名 |
| 5 監事   | 2名  |
| 6 常任理事 | 若干名 |

(顧問・参与)

第8条 本部に顧問及び参与をおくことが出来る。

(役員を選出と任務)

第9条 本部役員を選出と任務は次のとおりとする

- 1 本部長は総会において選出し、本部を代表する
- 2 副本部長は総会において選出し、本部長を補佐し、本部長事故ある時は本部長があらかじめ定めた順位によりその件代理する
- 3 監事は総会において選出し、会計を監査する
- 4 理事長は本部長が委嘱し、本部の会務を統括する
- 5 副理事長は本部長が委嘱し、理事長を補佐し、理事長事故ある時は代理する
- 6 常任理事は本部三役にて選出し、本部の重要事項を審議し、運営にあたる

(総会)

第10条 本部総会は各単位団代表を以て構成し、本部長が招集し、次の事項を決議する。決議は出席者の過半数を以て成立する。

- 1 役員の改選
- 2 予算・決算の承認
- 3 事業計画の承認
- 4 その他重要事項

(常任理事会)

第11条 常任理事は本部長が招集し、次の事項を審議執行する。議長は本部長が務める。

- 1 総会議案
- 2 細則及び付則
- 3 事業費の助成交付に関する事項
- 4 県及び県中支部役員に関する事項
- 5 功労者及び優良団顕彰表彰に関する事項
- 6 団員及び指導者派遣に関する事項
- 7 その他緊急を要する事項で本部長が認めたもの

(指導者連絡協議会)

第12条 本部は単位団スポーツ少年団の指導者が相互に指導力の向上を図るため、登録指導者を以て構成するスポーツ少年団指導者連絡協議会をおく。(指導者連絡協議会の規約は別に定める)

(役員の任務)

第13条 本部役員の任務は2年とする。但し補欠役員の任期は前任者残任期間とし、再任は妨げない。

(細則及び付則)

第14条 本規約は必要に応じ細則及び付則を設けることができる。

(付則)

この規約は平成20年4月1日付けを以て一部改正する。  
この規約は平成27年4月1日付けを以て一部改正する。  
この規約は令和3年4月1日付けを以て一部改正する。